

平成31年4月15日

町民の皆様へ

10連休中の役場閉庁について

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）の施行及びその他祝日等に伴い、4月27日（土曜日）から5月6日（月曜日）までが休日となり、役場は閉庁いたしますので、町民の皆様へご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、死亡届などの戸籍の届出は、役場にご連絡いただければ受付いたしますが、諸証明の発行はできませんのでご注意ください。

また、ごみ収集は、通常通り実施します。

連休中の主な施設の状況

	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7
役場	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
診療所	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
総合センター			休					休	休	休	休
図書館			休							休	
総合運動公園											
歴史民俗資料館											休
尼忠東店			休							休	
神官屋敷											
野崎ビジターセンター											

但し、診療所では、急患については対応いたしますのでご連絡下さい。

この他、わからないことがありましたら、各施設までお問い合わせください。

問い合わせ
小値賀町役場 総務課
電話：0959-56-3111